

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示案 新旧対照表

○ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十七 （略）

十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
十一年未満	五%
十一年以上	六%

現 行

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十七 （略）

十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
十一年未満	三%
十一年以上	四%

十九 キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる二パーセントの割合をいう。

二十 (略)

二十一 処遇改善等加算Ⅰ 当該施設等における職員の平均勤続年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

二十二～三十五の三 (略)

三十五の四 処遇改善等加算Ⅱ 当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

(施設型給付費に関する経過措置)

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

十九 キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる一パーセントの割合をいう。

二十 (略)

二十一 処遇改善等加算 当該施設等における職員の平均勤続年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

二十二～三十五の三 (略)

(新設)

(施設型給付費に関する経過措置)

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百二十五を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百二十五を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

(支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、処遇改善等加算Ⅱ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算、障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額を減じた額とする。

#### 附則

第三条 保育所の処遇改善等加算に係る賃金改善要件分については、第一条第十八号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

(支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算及び障害児保育加算を減じた額とする。

#### 附則

第三条 保育所の処遇改善等加算に係る賃金改善要件分については、第一条第十八号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる

五年以上六年未満		四年以上五年未満				一年以上二年未満	一年未満		当該施設における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数
四年以上六年未満	二年未満	五年以上六年未満	四年以上五年未満	一年以上二年未満	一年未満	二年未満	一年以上二年未満	一年未満	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数
四%		四%	三%	四%	三%	四%	四%	三%	割合

五年以上六年未満		四年以上五年未満				一年以上二年未満	一年未満		当該施設における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数
四年以上六年未満	二年未満	五年以上六年未満	四年以上五年未満	一年以上二年未満	一年未満	二年未満	一年以上二年未満	一年未満	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数
二%		二%	一%	二%	一%	二%	二%	一%	割合

別表第二 (略)	別表第三 (略)	七年以上八年未滿			四%
		二年未滿	四年以上六年未滿	七年以上八年未滿	
別表第二 (略)	別表第三 (略)	七年以上八年未滿			二%
		二年未滿	四年以上六年未滿	七年以上八年未滿	